鳥取県告示第37号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称 鳥取市
 - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - (3) 土砂災害特別警戒区域の名称

ヒバ谷川(I-1-1-2-1)、笹谷川(I-1-1-2-4)、上荒舟川(I-1-1-2-18)、 荒舟川(I-1-1-2-19)、石井谷川(I-1-1-2-2-27)、大石川(I-1-1-2-2-28)、大石南谷川(I-1-1-2-2-29)、池谷川(I-1-1-2-2-30)、上地谷川(I-1-1-2-31)、中ヲツ谷川(I-1-1-2-34)、北平川(I-1-1-2-36)、吹屋ノ谷川(I-1-1-2-41)、吹山ノ谷川(I-1-1-2-43)、鎌ヶ谷川(I-1-1-2-46)、ヤナガ谷川(I-1-1-2-46)、池谷川(I-1-1-2-49)、稲荷谷川(I-1-1-2-49)、稲荷谷川(I-1-1-2-10)、大ノ山谷川(I-1-1-2-11)、物ヶ谷川(I-1-1-2-11)、池谷川(I-1-1-2-14)、池谷川(I-1-1-2-14)、池谷川(I-1-1-2-14)、池谷川(I-1-1-2-14)、池谷川(I-1-1-2-14)、池谷川(I-1-1-2-14)、池谷川(I-1-1-2-14)、池谷川(I-1-1-2-14)、池谷川(I-1-1-2-14)、池谷川(I-1-1-2-14)、東垣谷川(I-1-1-2-2-14)、水谷川(I-1-1-2-2-24)、坊ノ奥川(I-1-1-2-2-26)、小杉谷川(I-1-1-2-2-26)、小杉谷川(I-1-1-2-2-28)、奥神子谷川(I-1-1-2-2-30)

- (4) 土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおりとする。
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「政令」という。)第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおりとする。
- 2(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称 鳥取市
 - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (3) 土砂災害特別警戒区域の名称

向土居A地区(I-81)、向土居B地区(I-82)、大平子地区(I-83)、堂勘地区(I-84)、井上地区(I-85)、大平地区(I-86)、西畑地区(I-87)、土居地区(I-89)、上土居A地区(I-91)、上土居B地区(I-92)、下上地地区(I-93)、堂/本地区(I-94)、杉/谷地区(I-95)、前田地区(I-96)、宮/谷地区(I-97)、大畑地区(I-98)、亀山地区(I-102)、屋敷島地区(I-103)、新井地区(I-105)、山谷口地区(I-106)、神垣地区(I-107)、梶尾地区(I-108)、北平地区(I-109)、0.000)、0.000)、山谷口地区(0.000)、神垣地区(0.000)、福尾地区(0.000)、北平地区(0.000)、上丰田A地区(0.000)、上丰田A地区(0.000)、大清水A地区(0.000)、下清水B地区(0.000)、大清水B地区(0.000)、大清水B地区(0.000)、大井地区(0.000)、西屋地区(0.000)、大井地区(0.000)、西屋地区(0.000)、大井地区(0.000)、西屋地区(0.000)、大井田区(0.000)、大井田区(0.000)(0.000)、大井田区(0.000)(0.000)(0.000)(0.000)(0.000)(0.000)(0.000)(0.000)(0.000)(0.000)(0.000)(0.000)(0.000)(0.000)(0.000)(0.000)(0

2073)、美歎 F 地区(Π -2074)、美歎 G 地区(Π -2075)、美歎 H 地区(Π -2076)、法花寺 B 地区(Π -2077)、広西地区(Π -2078)、岡益地区(Π -2080)、玉鉾 B 地区(Π -2081)、高岡 C 地区(Π -2082)、高岡 D 地区(Π -2083)、高岡 E 地区(Π -2084)、糸谷地区(Π -2085)、梶原地区(Π -2086)、神垣 B 地区(Π -2087)、神垣 C 地区(Π -2088)、神垣 D 地区(Π -2089)、新井 B 地区(Π -2090)、松尾 地区(Π -2091)、荒舟 B 地区(Π -2092)、荒舟 C 地区(Π -2093)、上荒舟 地区(Π -2094)、上荒舟 B 地区(Π -2095)、上荒舟 C 地区(Π -2096)、菅野地区(Π -2097)、石井谷地区(Π -2098)、木原 地区(Π -2099)、木原 B 地区(Π -2100)、木原 C 地区(Π -2101)、雨滝地区(Π -2102)、宝殿地区(Π -2103)、町屋 D 地区(Π -4106)、町屋 E 地区(Π -4110)、美歎 Π 地区(Π -4110)、美歎 Π 地区(Π -4111)、法花寺 C 地区(Π -4112)

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局並びに鳥取市 役所に備え置いて縦覧に供する。)